

議案第62号参考資料①
12月定例会議
消防予防課
令和7年12月1日

火災の警戒（比較）

	現行法	施行後（追加）	
発令	火災警報	新）林野火災警報	新）林野火災注意報
根拠法令	消防法第22条		新）火災予防条例
発令権者	市町村長		
発令基準	火災予防に関する気象通報受信した時 又は危険と認める気象状況でかつ 実効湿度55%以下、最小湿度35%以下で平均風速7m以上 又は 平均風速12m以上が1時間以上連続する	前3日間の合計降水量1mm以下かつ前30日間の合計降水量30mm以下 又は 前3日間の合計降水量1mm以下かつ乾燥注意報が発表	前3日間の合計降水量1mm以下かつ前30日間の合計降水量30mm以下 又は 前3日間の合計降水量1mm以下かつ乾燥注意報が発表
発令区域	全 域	林野（条例に基づき指定する区域） 森林法第5条により県知事が作成する「地域森林計画」の対象区域	
規制	条例で定める 火の使用制限 に従わなければならない (1) 山林、原野等に火入れをしないこと（野焼き） (2) 煙火を消費しないこと（花火） (3) 屋外での火遊び又ははつき火をしないこと (4) 屋外で引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと (5) 山林等で、火災が発生するおそれがあると認めて消防長が指定した区域内で喫煙をしないこと（現在指定なし） (6) 残火（たばこ吸殻含む）取灰又は火粉を始末すること		努力義務  左記の基準に従うよう努めなければならない
期間	通 年	1月～5月の間	
罰則	消防法により30万以下の罰金または拘留		無